

要求水準書の修正箇所

通番	資料	元の頁	項目名	修正前	修正後
1	要求 水準書	i	用語の定義 新設施設	新斎場等をいう。	新斎場をいう。詳細については、本書の本文による。
2		i	用語の定義 既存施設	記載なし	斎場棟等をいう。詳細については、本書の本文による。
3		ii	別紙資料 別紙12	記載なし	建設発生土の搬出候補一覧
4		4	(10) 事業期間	本事業の事業期間は、設計・工事請負契約締結日から令和10年9月30日まで（予定）とする。	本事業の事業期間は、設計・工事請負契約締結日から令和10年9月30日までとする。
5		7	(2) 共通事項 ア 基本的考え方	(ク) 本事業においては建設キャリアアップシステム（CCUS）の制度内容を準用して建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務を実施すること。	(ク) 本事業においては建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用して建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務を実施すること。
6		65	(2) 建設業務及びその関連業務	ニ 建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先等については入札公告時に示す。	ニ 建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先等については「別紙12 建設発生土の搬出候補一覧」に示す。
7		76	イ 解体・撤去工事要件	(キ) 建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先等については入札公告時に示す。	(キ) 建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先等については「別紙12 建設発生土の搬出候補一覧」に示す。
8		82	シ 仮設管理事務所設置・撤去業務に係る建築発生土	本事業に伴う建設発生土の搬出先等については入札公告時に示す。	建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先等については「別紙12 建設発生土の搬出候補一覧」に示す。
9		86	(6) 備品設置業務	以下に示す備品を設置及び移設すること。 ア 設置する備品 ・ 受付カウンター ・ 衝立（カウンターから事務室が見えない大きさ・数とすること） ・ ロッカー 6台（幅450mm、奥行き515mm、高さ1,790mm） ・ IHコンロ（2口）	以下に示す備品を設置及び移設すること。なお、運用にあたって調整が必要な機器類については、調整作業を行うこと。 ア 設置する備品 ・ 受付カウンター ・ 衝立（カウンターから事務室が見えない大きさ・数とすること） ・ ロッカー 6台（幅450mm、奥行き515mm、高さ1,790mm） ・ IHコンロ（2口） ・ セルフ決済機（タッチパネル操作、件数の閲覧等が行えるものとする）
10		86	(7) 各種関係機関との調整業務	ア 仮設管理事務所設置・撤去にかかる各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。	ア 事業者は、本業務に必要な協議、各種申請及び手続き等を事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。
11		90	(3) 各種関係機関との調整への協力業務	「第5 建設業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (5) 各種関係機関との調整業務」等に係る各種関係機関との調整業務に協力すること。申請に係る会議及び申請に立ち合い、内容を把握した上で、助言を行うこと。	「第5 建設業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (5) 各種関係機関との調整業務」、「第6 既存施設の解体・撤去等業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (6) 各種関係機関との調整業務」、「第7 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (7) 各種関係機関との調整業務」等に係る各種関係機関との調整業務に協力すること。申請に係る会議及び申請に立ち合い、内容を把握した上で、助言を行うこと。
12	別紙07	4	その他 獣し棟用仮設管理事務所	記載なし	セルフ決済機
13	別紙12	1	建設発生土の搬出候補一覧	資料なし	資料追加
14	参考c	5	土壌汚染状況	—	既存建築物の存在等により調査を行っていない範囲を修正
15	参考k	1	用途地域等変更計画図 (案)	記載なし	変更前、変更後の記載の追記など、資料差替え